

令和4年産米の需要に応じた適正生産方針

令和3年産米を取り巻く全国的情勢は、作付面積については国が目標とした6.7万haに近い6.3万haの削減となったものの、作況が「101」となったことにより、主食用米の収穫量は、国の定めた適正生産数量である693万トンを超える701万トンと見込まれます。

加えて、コロナ禍の影響により、業務用米を中心に需要が大きく減少したため、本年6月末の民間在庫量は、適正水準とされる200万トンを大きく上回る213~217万トンが見込まれ、主食用米の需給状況は大きく緩和する見通しとなっています。

このような状況から、全国的な概算金の引下げや、令和3年10月の相対取引価格が前年同月比87%となるなど米価が下落しています。

このため、稲作経営の安定化を図るためには、主食用米の需要に応じた適正生産を一層強化することが必要となっており、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、引き続き「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしています。

また、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、産地が実需者のニーズを的確に把握し、実需者としてしっかりと結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としています。

長野県も、国の方針を踏まえ、引き続き農業再生協議会が中心となり、県協議会の構成員（県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体）が、密接な連携と適切な役割分担の下、米の生産環境が非常に厳しい中、米施策は米価維持対策等、稲作農家のための施策であることを生産者一人ひとりが理解し、全ての農業者が協調して需要に応じた主食用米の適正生産に取り組めるよう一丸となって推進するものとしています。

令和4年産の主食用米の生産数量目安値（以下「目安値」という。）を県産需要量に国が示す需給見通しにおける適正生産量の前年対比を乗じ、更に複数年・播種前契約数量を追加補正して、180,511トン（▲3.3% 面積換算29,153ha（▲1,035ha））としました。県から伊那市に示された目安値は、11,481トン（▲3.1% 面積換算1,756ha（▲67.2ha））となりました。

これらを踏まえて、伊那市農業振興センター（伊那市農業再生協議会）では、令和4年産米の生産に当たって米価維持等の稲作農家のための施策を生産者一人ひとりが理解し、主食用米の適正生産に一丸となって取り組めるよう引き続き生産者に目安値を提示し、需要に応じた適正生産を行うこととします。また、水田収益力強化ビジョンを作成し、経営所得安定対策等交付金等を活用した水田フル活用を進めます。

これまでどおり伊那市農業振興センターでは、麦・大豆及び園芸品目等の需要の大きい品目の振興、実需と結びついた伊那産米の高品質化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化に取り組めます。また、地域の特徴を生かしたきめ細かな農業振興を支援し、全生産者・行政・JA・関係組織が一体となって売れる米づくりと地域振興作物等の生産・販路拡大に取り組めます。